**平成２４年（フ）第７１５号**
埼玉県春日部市備後東３丁目25番16号
破産者　有限会社ビーオート
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第３１４号**
静岡県駿東郡清水町堂庭199番地の１
破産者　有限会社ライズ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第４９０号**
静岡県駿東郡長泉町中土狩743番地の１
破産者　有限会社静新電機
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第４０号**
三重県津市香良洲町1818番地８
破産者　株式会社松島組
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２２７号**
三重県鈴鹿市東旭が丘６丁目７番20号　サエラ旭が丘304号
破産者　酒井　孝之
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１号**
三重県鈴鹿市中旭が丘３丁目４番３号　さくら棟011―19号
破産者　矢田　和宏
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２３４３号**
福岡市中央区唐人町１丁目12番31―204号
破産者　合同会社ワイズセレクト
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２５１８号**
福岡市早良区西新２丁目24番30―205号
破産者　有限会社ニュースボーイ
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２５２３号**
福岡市博多区上牟田３丁目４番19号
破産者　有限会社織女
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２号**
山形県酒田市日の出町２丁目13―11　アプローズ102
破産者　有限会社羽衣
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

**平成２４年（フ）第１２３８号**
東京都新宿区西落合１丁目17番５号
破産者　有限会社フジオートサービス
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第３０号**
東京都八王子市長沼町754番地エステートピア菱山101号
破産者　山下　澄江
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第２７７１号**
横浜市神奈川区片倉４丁目４番１号
破産者　和光文具株式会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７０９号**
神奈川県厚木市まつかげ台17番５号
破産者　株式会社伊藤
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２９２号**
岐阜県郡上市白鳥町為真325番地23
破産者　筧　　民子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第３５１号**
岐阜県瑞穂市田之上626番地８
破産者　藤岡　敏士
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第３５２号**
岐阜県瑞穂市田之上626番地８
破産者　藤岡　洋子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第３８０号**
岐阜市三田洞東２丁目18番２―102号、住民票上の住所岐阜市粟野東３丁目574番地２
破産者　フェイスオートことＣＬＵＢ　ＣＨＡＰＥＬこと　三輪　勝己
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第４３４号**
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目116番地１
破産者　大江　　勇
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第４３５号**
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目116番地１
破産者　大江千代子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第４９０号**
岐阜県羽島郡岐南町三宅８丁目245番地　東陽第２ハイツ301
破産者　後藤　一子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所